

注意事項（滞在先での投票）

選挙期間中も出張等で滞在先にいるため、投票日又は期日前に投票することが出来ない場合は、滞在先で投票することができます。

手順は次のとおりですので、ご確認ください。

- 1 市ホームページより「請求書兼宣誓書（滞在地用）」を印刷し、「記入例」を参考に必要事項を記入してください。
- 2 富谷市選挙管理委員会委員長に対し、記入した「請求書兼宣誓書」を直接（使者）又は郵便等をもって投票用紙等を請求してください。メール及び FAX では受け付けません。
- 3 請求後、富谷市選挙管理委員会委員長は、審査の上、封印した投票用紙等を直接又は郵便等にて交付します。
- 4 封印した投票用紙等を受け取った後、滞在先の選挙管理委員会の不在者投票所に持参し、担当者の点検を受けた後、事前開封等の不備がなければ投票することができます。滞在先の選挙管理委員会に持参するまでの間、封印した投票用紙等は、絶対に開封しないでください。開封した場合は、投票ができません。

※ 滞在先での不在者投票は、投票用紙の送致等に時間を要するため、早めの手続きをお願いします。

※ 滞在先で投票をしなかった場合は、速やかに、投票用紙等を富谷市選挙管理委員会に返還してください。